

■ マネー・ローンダリング及びテロ資金供与等対策ポリシー

〈にっしん〉は、マネー・ローンダリング及びテロ資金供与（以下、「マネロン・テロ資金供与」といいます。）、拡散金融、入金取引の不正利用等の防止に向け、適用される関係法令等を遵守し、業務の適切性を確保すべく、基本方針を次の通り定め、管理態勢を整備します。

1. 運営方針

理事会は、マネロン・テロ資金供与の防止を経営上の最も重要な課題の一つとして位置づけ、マネロン・テロ資金供与の脅威に対し、組織として適切に対応できる管理態勢を構築します。具体的には、組織全体で連携・協働してマネロン・テロ資金供与のリスクを特定・評価するための枠組みの構築、各部門の利害調整、マネロン・テロ資金供与リスクの特定・評価を実施するための指導・支援、マネロン・テロ資金供与リスクの評価結果を踏まえたポリシー・規程の策定、またこれらのポリシー・規程に基づき定める顧客管理、記録保存等の具体的な手法の策定、更に、マネロン・テロ資金供与リスクを適切にコントロールするために必要となる経営資源の配分等について、主導性を発揮します。

また〈にっしん〉のマネロン・テロ資金供与リスクが変化した場合や、運営上の課題が確認された場合には、改めてポリシー・規程・手順等の見直しを検討し、マネロン・テロ資金供与対策の実効性を高める対応態勢を構築します。

2. 管理態勢

〈にっしん〉におけるマネロン・テロ資金供与対策の統轄部署は総合企画部とし、総合企画部が関係する各部や営業店等と連携を図りマネロン・テロ資金供与対策に取り組めます。

また子法人等におけるマネロン・テロ資金供与対策を〈にっしん〉グループで総合的に管理、監督するため、総務部が主管部となり〈にっしん〉グループ内での対応、情報共有に取り組めます。また、〈にっしん〉グループ一体でマネロン・テロ資金供与対策を実行するため、ポリシー・規程・手順・具体的対策等に関して、手続を定め〈にっしん〉グループで整合性を確保します。

3. リスクベース・アプローチ

リスクベース・アプローチの考え方にに基づき、〈にっしん〉が直面しているマネロン・テロ資金供与に関するリスクを特定・評価し、リスクに見合った

低減措置を講じます。

4. 顧客の管理方針

適切な取引時確認を実施し、顧客の属性に即した対応策を実施する態勢を整備します。また、顧客から定期的な情報収集、取引時の記録等から取引実態等を定期的に調査・分析することで、継続的な顧客管理による対応策を見直します。

5. 疑わしい取引の届出

営業店等からの報告、またはシステムによるモニタリング・フィルタリングで検知した取引を基に、顧客の属性、取引時の状況等を総合的に検証・分析することで、疑わしい顧客や取引等を適切に把握し、当局に速やかに疑わしい取引の届出を行います。

6. 資産凍結の措置

テロリスト等に対する資産凍結等の措置を適切に実施します。

7. 役職員の研修

継続的な研修を通じて、役職員のマネロン・テロ資金供与に対する知識・理解を深め、役割に応じた専門性・適合性等を有する役職員の確保・育成に努めます。

8. 実効性の検証

マネロン・テロ資金供与対策の管理態勢について、営業店、ATM等における対策の実効性を統轄部署である総合企画部が定期的に検証し、対策の実効性確保に向けた改善を進めるとともに、独立した内部監査部門による定期的な監査を実施し、その監査結果を踏まえて、さらなる改善に努めます。

9. 顧客からの理解促進

顧客からの定期的な情報収集に向けて、〈にっしん〉のホームページ、営業店、ATM等を活用して、顧客からの理解を得るための周知、広報活動に取り組めます。

■ 金融円滑化

〈にっしん〉は、地域の中小企業及び個人のお客さまに必要な資金を安定的に供給し、地域経済の発展に寄与するため、以下の方針に基づき、地域金融の円滑化に全力を傾注して取り組んでまいります。

1. 取組み方針

地域の中小企業及び個人のお客さまへの安定した資金供給は、事業地域が限定された協同組織金融機関である信用金庫にとって、最も重要な社会的使命です。

私どもは、お客さまからの資金需要や貸付条件の変更等のお申込みがあった場合には、これまでと同様、お客さまの抱えている問題を十分に把握したうえで、その解決に向けて真摯に取り組めます。

2. 金融円滑化措置の円滑な実施に向けた態勢整備

〈にっしん〉は、上記取組み方針を適切に実施するため、以下のとおり、必要な態勢整備を図っています。

(1) 態勢整備を図るために理事会において、当該基本方針、金融円滑化管理方針及び金融円滑化管理規程を制定し、専務理事を金融円滑化管理責任者として選任しています。

(2) 全営業店に金融円滑化ご相談窓口を設置するとともに、金融円滑化営業店責任者（営業店長）及び金融円滑化担当者を配置し、お客さまからの相談に対応しています。

(3) 金融円滑化のご相談窓口を「もしもしコール」としました(0120-15-2489)。

3. 他の金融機関等との緊密な連携

〈にっしん〉は、複数の金融機関から借入れを行っているお客さまから貸付条件の変更等の申し出があった場合など、他の金融機関や信用保証協会等と緊密な連携を図る必要が生じたときは、守秘義務に留意しつつ、お客さまの同意を得たうえで、これらの関係機関と情報の確認・照会を行うなど、緊密な連携を図りながら地域金融の円滑化に努めてまいります。

4. 事業再生に向けた取組み

〈にっしん〉は、事業再生を含むお客さまの経営相談等に対応する専門部署として審査部ソリューション事業室を設置し、経営相談、事業再生支援に積極的に取り組んでいます。